

令和5年度の国民健康保険税について

令和5年度の国民健康保険税

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者が国民健康保険税を負担し合い、お互いに支え合う制度です。

国民健康保険の安定した運営のため、令和3年度から3か年をかけて段階的に国民健康保険税の改正を実施しました。加入者の皆さまにはご理解とご協力をお願いします。

		令和4年度	→	令和5年度
医療給付費分	所得割①	7.40%		7.80%
	均等割②	30,000円		34,000円
	平等割③	21,000円		21,200円
後期高齢者支援金分	所得割①	2.20%		2.50%
	均等割②	9,500円		10,000円
	平等割③	6,000円		6,800円
介護納付金分	所得割①	2.00%		2.20%
	均等割②	15,000円		16,000円

◎保険税額

左記の①～③の合計でその年の税金が決まります。

(ただし、①～③の合計が課税限度額(次項参照)を超えるときには、課税限度額が年間の保険税額となります。)

① 所得割額・・・国民健康保険加入者の所得金額×税率

② 均等割額・・・各世帯の加入者数×税額

※ 介護納付金分は、40歳から64歳までの方が、対象となります。

※ 国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険加入者がいるとき(擬制世帯)は、その世帯主に対して国民健康保険税が課せられます。

課税限度額の引き上げについて

国の税制改正にともない、後期高齢者支援金分の限度額(20万円→22万円)が引き上げとなりました。

※医療給付費分の限度額(65万円)と、介護納付金分の限度額(17万円)の改正はありません。

課税限度額	区分	令和4年度	→	令和5年度	増減
		医療給付費分	65万円		65万円
	後期高齢者支援金分	20万円		22万円	+2万円
	介護納付金分	17万円		17万円	—
	課税限度額合計	102万円		104万円	+2万円

国民健康保険税の各納期限

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	納期	徴収無し			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	納期限				7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	12/25	1/31	2/29	4/1
特別徴収	徴収月	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—	年金天引	—

◎ スマートフォンアプリ「LINE Pay」、「PayPay」、「au PAY」、「d払い」、「J-Coin」を利用して、

国民健康保険税(普通徴収)の支払いができます。

各アプリの操作方法に従い、請求書のバーコードを読み取ってください。

◎ 特別な理由もなく国民健康保険税を納期限から1年以上納めないでいると、保険証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付することになります。その場合、病院等窓口では資格証明書を提示し、医療費の全額を本人が払い、後日、市民課窓口で自己負担分を除いた額を特別療養費として請求(要領収書)していただくこととなります。なお、請求された特別療養費は、未納となっている税に充当されます。

お問い合わせ:市役所税務課 市民税係 TEL0537(85)1114

■国民健康保険税の軽減について

◎軽減対象世帯を拡大するための軽減判定所得基準額引き上げについて

世帯主と国民健康保険被保険者、特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療保険制度に移行された方)の前年総所得金額等の合計が下記金額以下の世帯については、国民健康保険税の均等割額と平等割額が定められた割合で軽減されます。

《軽減判定基準》

軽減割合	令和4年度		令和5年度
7割	43万円+10万円× (給与所得者等の数-1)		43万円+10万円× (給与所得者等の数-1)
5割	43万円+28.5万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	→	43万円+29万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+52万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)		43万円+53.5万円×被保険者数 (特定同一世帯所属者を含む)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)

※軽減の判定には所得の把握が必要なため、収入がない方でも申告が必要になる場合があります。

◎非自発的失業者の国民健康保険税軽減について

倒産・解雇等により離職された方(離職日時時点で65歳未満)の国民健康保険税を軽減します。

非自発的失業者の国民健康保険税は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。 ※軽減を受けるには、申請手続きが必要です。

◎後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険税の緩和措置について

会社の健康保険等の加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険の加入者となった65歳以上の方については、国民健康保険税について減免措置を受けることができます。 ※減免を受けるには、申請手続きが必要です。

◎未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減について

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)にかかる均等割額が5割軽減されます。

また、一定の所得以下の世帯における均等割額の軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額がさらに5割軽減されます。

■マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします

マイナンバーカードが医療機関にかかるときの健康保険証として利用できます。

初めての医療機関でも今までに使用した薬剤の情報や、特定健診の情報を医師と共有できるため、健康管理や医療の質の向上が期待できます。

■保険証の更新について ～新しい保険証は『クリーム色』です～

現在お持ちの保険証の有効年月日は令和5年7月31日です。8月からの保険証は7月に郵送します。

なお、国民健康保険税に未納のある世帯は、市民課窓口での交付となります。

70歳以上の方は「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となり、負担割合が記入してあります。

※未納状況により「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」になる場合があります。

■年に1度は特定健診を受診しましょう

国民健康保険加入者で40歳以上の方には、特定健診受診券を送付しています。

通常だと9,000円程掛かるところ、受診券を病院に出すと1,000円で特定健診が受けられます。

年に1回は特定健診を受診して、自分の健康状態を確認しましょう。

病気を予防することで、医療費の抑制と国民健康保険税の縮減につながります。



お問い合わせ:市役所市民課 国保年金係 TEL0537(85)1171